○印西市危険ブロック塀等除却費補助金交付要綱

平成31年4月1日告示第63号

令和4年3月28日告示第41号

（趣旨）

第１条　この要綱は、ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、危険ブロック塀等の除却を行う者に対し、予算の範囲内において、印西市危険ブロック塀等除却費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、印西市補助金等交付規則（昭和53年規則第６号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(１)　道路等　建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条に規定する道路その他市長が特に認めるものをいう。

(２)　ブロック塀等　コンクリートブロック造、石造、れんが造その他組積造による塀及び門柱並びに基礎をいう。

(３)　危険ブロック塀等　建築物の既設の塀の安全点検について（平成30年６月21日付け国住指第1130号）により、市長が危険と判定したブロック塀等をいう。ただし、明らかに法に違反しているものを除く。

（補助対象事業）

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、道路等に面した危険ブロック塀等の除却工事とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象としない。

(１)　自己の所有する危険ブロック塀等を自ら除却する場合

(２)　敷地の売買を目的とした整地、建築物解体工事等に伴い、危険ブロック塀等を除却する場合

（補助対象者）

第４条　補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、危険ブロック塀等を所有する者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としない。

(１)　市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）を滞納している者

(２)　法人その他の団体

(３)　この要綱による補助金の交付を受けたことがある者（同一の敷地内に設置された危険ブロック塀等の除却工事を対象としたものに限る。）

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、補助対象事業に要する経費の２分の１の額（その額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、10万円を限度とする。

（交付の申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、除却工事の契約を締結する前に、危険ブロック塀等除却費補助金交付申請書（別記第１号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(１)　位置図

(２)　補助対象事業に要する費用の見積書の写し

(３)　危険ブロック塀等に関する図面

(４)　危険ブロック塀等の現況写真

(５)　市町村民税を滞納していないことを証する書類

(６)　危険ブロック塀等の所有者であることを証する書類

２　前項の規定による申請は、補助金の交付を受けようとする年度の１２月末日までに行わなければならない。

（交付の条件）

第７条　規則第５条第１項第５号の条件は、次のとおりとする。

(１)　危険ブロック塀等の除却に伴い発生した資材については、自己の責任において適法かつ適正に処理すること。

(２)　危険ブロック塀等の除却後に築造する塀等は、法及び関係法令の規定に適合させること。

(３)　法42条第２項に規定する道路においては、危険ブロック塀等の除却後は道路境界線間に塀又は門柱を築造しないこと。

（決定の通知）

第８条　規則第６条の規定による通知は、危険ブロック塀等除却費補助金交付（不交付）決定通知書（別記第２号様式）によるものとする。

（申請内容等の変更等）

第９条　規則第10条の規定による承認の申請は、危険ブロック塀等除却費補助金変更（中止）承認申請書（別記第３号様式）によるものとする。

２　前項の申請に当たっては、あらかじめ、市長と協議しなければならない。

３　市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、承認の可否を決定し、その旨を危険ブロック塀等除却費補助金変更（中止）承認決定通知書（別記第４号様式）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条　規則第13条の規定による報告は、危険ブロック塀等除却費補助金実績報告書（別記第５号様式）によるものとする。

２　前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(１)　工事前、施工中及び施工後の写真

(２)　補助対象事業の遂行に伴い発生した廃棄物の処分報告書

(３)　補助対象事業に係る契約書の写し

(４)　補助対象事業に要した費用の領収書の写し

(５)　その他市長が必要と認める書類

３　第１項の報告書の提出は、除却工事の完了後速やかに行うものとし、かつ、第８条の規定による決定の通知あった日の属する年度の２月末日までに行わなければならない。

（額の確定）

第11条　規則第14条の規定による通知は、危険ブロック塀等除却費補助金額確定通知書（別記第６号様式）によるものとする。

（交付の請求）

第12条　規則第16条の規定による請求は、危険ブロック塀等除却費補助金交付請求書（別記第７号様式）によるものとする。

２　前項の請求書は、前条の規定による通知のあった日の属する年度の末日までに提出しなければならない。

　（補助金の代理受領）

第13条　補助対象者は、当該補助金の受領について、危険ブロック塀等の除却工事を行った業者に委任する方法（以下「代理受領」という。）により行うことができる。

２　補助対象者は、代理受領を選択するときは、前条の請求をすることができない。

３　代理受領により補助金の交付を受けようとする補助対象者は、第11条の通知を受けた後、危険ブロック塀等除却費補助金交付代理受領請求書（別記第８号様式）により市長に請求する。

（交付の取消し）

第14条　規則第18条第１項の規定により、交付の決定を取り消したときは、危険ブロック塀等除却費補助金交付決定取消通知書（別記第９号様式）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条　規則第19条第１項又は第２項の規定による補助金の返還の命令は、危険ブロック塀等除却費補助金返還命令書（別記第10号様式）によるものとする。

（委任）

第16条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成31年４月１日から施行する。

（失効）

２　この告示は、令和９年３月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前にこの告示の規定によりなされた手続その他の行為は、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和４年４月１日から施行する。ただし、附則第２項の改正規定は公示の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の印西市危険ブロック塀等除却費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後になされる補助金の申請について適用し、施行日前になされた補助金の申請その他の手続については、なお従前の例による。